



## そらいろ通信 4月

\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



気持ちの良い季節となりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。待ち望んだ桜も、ほぼ葉桜となりました。お花の下での飲み会はまだまだ難しいですが、お花は楽しまれたでしょうか。

子供たちが就職活動に励んでいます。私たちの頃とは事情が異なり、コロナもあってかエントリーシートを何十社も出して、一次面接はWEB、対面は最後の最後のような感じです。うまく就職できるとよいのですが…



～若者ウォッチ～  
【ガクチカ】って何でしょう？

子供たちが就職活動をし始めて、初めて知りました！皆さまご存じでしょうか？ガクチカ＝学生時代に頑張ったことだそうです。インターネットでガクチカと検索してみてください。ガクチカの書き方、ガクチカの例文、ガクチカ構文…いろいろと出てきて驚きます！

## ★4月のお仕事カレンダー★



- |      |   |
|------|---|
| 4/11 | ● 2022年3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付  |
| 4/15 | ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出期限  |
| 5/2  | ● 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付<br>● 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)<br>● 3月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)<br>● 労働者死傷病報告(1月～3月分)の提出期限 |

## ★改正情報★



### ～雇用保険料率が改定されます～

令和4年4月分保険料から雇用保険料率が引き上げられます。ただし今回は、**事業主負担のみ**の変更で、被保険者負担(労働者負担)は変わりません。被保険者負担が変わるのは、10月分からです。

新保険料率	被保険者負担率	事業主負担率	合計
一般	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・ 清酒製造	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

**「役職手当」について考えてみましょう。**

同一労働同一賃金に対応するため、賃金制度、特に手当の見直しを進める企業が増えています。手当の支給は会社の自由ですが、時間外手当など一部法律で定められているものもあります。今回は「役職手当」について支給する目的や世間相場などを見てみましょう。

役職手当の目的（趣旨）は、会社における地位や役割、責任の重さに応じて、モチベーション向上・維持のために支給する手当です。会社によって「役付手当」「管理職手当」など名称が異なります。

東京都産業労働局の調査によると、役職手当を支給している企業の割合は、全体の約 6割でした。比較的多くの会社が支給している手当といえます。支給額については、①同一役職の支給額は同じ、②同一役職でも支給額は異なる、のケースがあり、①の同一役職の支給額は同じとしている企業での平均額は、次の通りでした。

・部長：約 94,000 円    ・課長：約 60,000 円    ・係長：約 29,000 円

同一労働同一賃金の観点から考えると、同じ「店長」という役職でも、正社員や契約社員、パートタイマーなど様々な雇用形態の店長が存在するという会社もあるでしょう。

厚生労働省のガイドラインでは、正社員と同一の内容の役職に就く短時間・有期雇用労働者には、正社員と同一の手当を支給しなければならず、役職の内容に一定の相違がある場合は、その相違に応じた役職手当を支給しなければならないとしています。例えば、パートタイマーの店長の所定労働時間が正社員店長の半分であるなら、そのパートの店長手当は正社員店長の半額で問題ないという考え方です。つまり、職務の量・質の何が異なるので、その差が金額に出るということを明確にすることが大切なことです。

役職手当と残業代については、よく管理職として役職手当を支払っているから残業代を支払わなくてよい、と考えられることが多いですが、注意が必要です。一般的な「管理職」と、労働基準法で労働時間の規定が適用されない「管理監督者」とはイコールではありません。また、固定残業代として役職手当を支給する場合は、何時間分の残業代に相当するのかを明確にし、その時間を超えた分は、毎月の給与で支払わなければなりません。

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

